



# 島根県報

令和元年12月27日（金）

号外 第 9 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

# 告 示

## 島根県告示第496号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	奥出雲高野線	仁多郡奥出雲町小馬木2658番1地先から同地先まで	前	メートル 3.80～ 5.90	メートル 65.60	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	4.40～ 11.10	65.60		
〃	波佐芸北線	浜田市金城町波佐イ1249番1地先から同イ1250番続1地先まで	前	4.14～ 8.50	44.44	浜田県土整備事務所	治山災害復旧工事 減幅 仮設道撤去
			後	3.20～ 4.21	43.31		

## 島根県告示第497号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年12月27日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	186号	浜田市金城町小国イ985番14地先から同番16地先まで	メートル 82.70	令和元年 12月27日	浜田県土整備 事務所	
県道	三隅美都線	浜田市三隅町向野田445番2地先から同1895番2地先まで	217.60	令和元年 12月27日		
〃	津和野須佐線	鹿足郡津和野町山下274番5地先から同町中曾野262番3地先まで	230.00	令和元年 12月27日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	
〃	匹見左鐙線	鹿足郡津和野町左鐙2037番3地先から同2039番4地先まで	239.75	令和元年 12月27日		